

12月の各種相談

いじめ・子育て一般

毎週月曜日～金曜日

9時～16時

教育・毎週月曜日～金曜日

☎42-0769

年金・毎週月曜日～木曜日

☎43-2208

交通事故・11日、18日、25日

9時～15時

法律・1日、15日

10時～16時

※法律は事前に生活課(内線206)へお申し込みください。

□会場□

いじめ・子育て一般と教育はサン・アビリティーズ大館、年金は市役所年金相談所、その他は市役所会議室です。

その他

バス運行時間等の変更(小坂線、矢立ハイツ線)

市民から要望のあった、小坂線の増発と矢立ハイツ線の運行時間の変更について、十一月十五日に開催した「大館市内バス運営委員会」で承認されました。十二月十六日から次のとおり変更になります。

小坂線

・8時43分鳳鳴高校発の小茂内行きが小坂まで延長されます。

・8時41分小坂発、大館行きが新設されます。

矢立ハイツ線

(鳳鳴高校発着) 矢立ハイツ着発

8:40 ↓ 9:21

15:30 ↓ 16:11

10:19 ↑ 9:35

17:09 ↑ 16:25

戸籍手数料が改定されます

戸籍手数料令の一部改正に伴い、一月四日以降交付される戸籍簿本などの交付手数料が次のとおり改定されます。

◇戸籍手数料改定表◇

種 類	現 行	改定額	
		円	円
戸籍の謄本または抄本 1通	400	400	450
除籍の謄本または抄本 1通	700	700	750
戸籍の記載事項証明 記載事項1件	300	300	350
除籍の記載事項証明 記載事項1件	400	400	450
届書の受理等の証明 1通	300	300	350
上質紙を用いた受理証明書 1通	1,300	1,300	1,400
届書等の閲覧 書類1件	300	300	350

税務課からのお願い

▽住宅や車庫など、家屋を取り壊したときはお届けください。また、これまで住宅が建っていなかった宅地に住宅を建てた場合、固定資産税、都市計

画税の住宅用地の課税の特例が適用されますのでお届けください。

▽固定資産税係(内線230)

▽軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車の廃車、所有者変更、車体交換など、異動の届け出は早めに済ませてください。ディーラーや他人に手続きを頼んだときは必ず確認しましょう。手続きが済んでいないと、いつまでも税金がかかることとなります。

▽諸税係(内線224)

危険物取扱者試験

△甲種・乙種(1～6類)・丙種▽  
と き・8年1月11日 13時～  
と ころ・大館第一中学校  
対 象・一般、高校生  
△乙種4類・丙種▽  
と き・7年1月20日 14時～  
と ころ・大館工業高校  
対 象・高校生  
願 書 受 付 期 限・12月8日(必着)  
※受験案内、願書は広域消防本部にあります  
甲 団 大 館 周 辺 広 域 市 町 村 團 組 合  
消 防 本 部 ☎43-4151

水道の冬支度はお済みですか

寒さが一段と身にしみる季節になりましたが、ご家庭ではもう冬支度はお済みでしょうか。

最近では凍り止めが普及し、水道設備が凍結するということが少なくなくなりましたが、間違った操作やちよつとした油断から凍らせてしまうことがあります。次のとおり水道設備の点検・整備をして、冬の寒さに備えてください。

- △水道設備の点検、整備▽
- ①凍り止めがきちんと作動するかを確認します。
- (操作は蛇口を全開に)
- ②水道管がむき出しになっている箇所には、毛布などを巻いて保温し、ぬれないようにビニールなどで覆います。
- ③床下換気孔を閉じます。
- ④メータボックスは、発泡スチロールを入れるなどして防寒します。
- ⑤屋外にある水道には、屋根などから落ちる雪が直接当たらないように注意します。

※蛇口や水道管に「凍結防止器」を取り付ける家庭が増えていますが、誤った使い方をすると火災を引き起こす危険性があります。取り付けの際には説明書をよく読み、事故が起らないよう細心の注意を払っていきましょう。

△メータボックス周辺の除排雪▽

冬期間は、積雪のため検針ができない場合があります。漏水などの発見が遅れてしまいます。メータボックス周辺の除排雪

をお願いします。

△開閉栓のお申し込み▽

年末年始の引っ越しなどによる料金清算や開閉栓のお申し込みは、大変混雑しますので、引っ越しの5日前までにお願ひします。

△水道課 ☎42-4117(直通)

し尿くみ取りは早めに

年末はし尿のくみ取りの申し込みが大変多くなります。年内の受け付けは十二月十五日までです。お早めにごうぞ。

△タイセイ ☎42-55550

大館広域清掃 ☎49-0456

県税事務所からのお知らせ

飲食店、旅館などで飲食・宿泊などをしたとき、その利用料金に三%の特別地方消費税が課税されます。ただし、飲食などの料金が一人当たり次の金額以下の場合には税金はかかりません。

◎旅館、ホテル  
1泊につき 15,000円

◎飲食店、料理店、仕出し  
1回につき 7,500円

市民の善意

▽老人ホーム扱い

和やかボランティア 理容奉仕

▽教育委員会扱い

雪沢小学校改築促進期成同盟会

及び浪岡敏彦さん(新沢)

餅米3斗